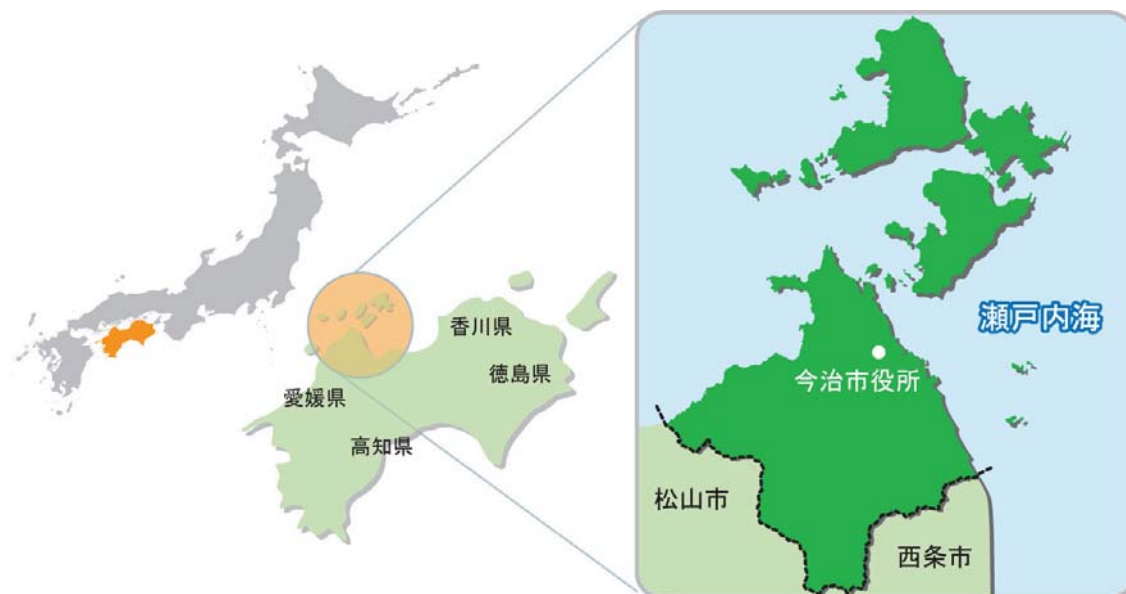


< 参 考 資 料 >

1. 都市の概況

① 位置・地勢

今治市は、愛媛県の北東部に位置し、瀬戸内海のほぼ中央部に突出した高縄半島の東半分を占める陸地部と、世界有数の多島美を誇る瀬戸内海の大小の島々で形成された島嶼部からなっています。市域の中心を来島海峡が横断し、日本有数の海岸線延長を持ち、山地、丘陵地から低地に至るまで変化に富んだ地勢となっています。



【今治市の位置】

② 気象概況

【気象概要（平成 19 年）】

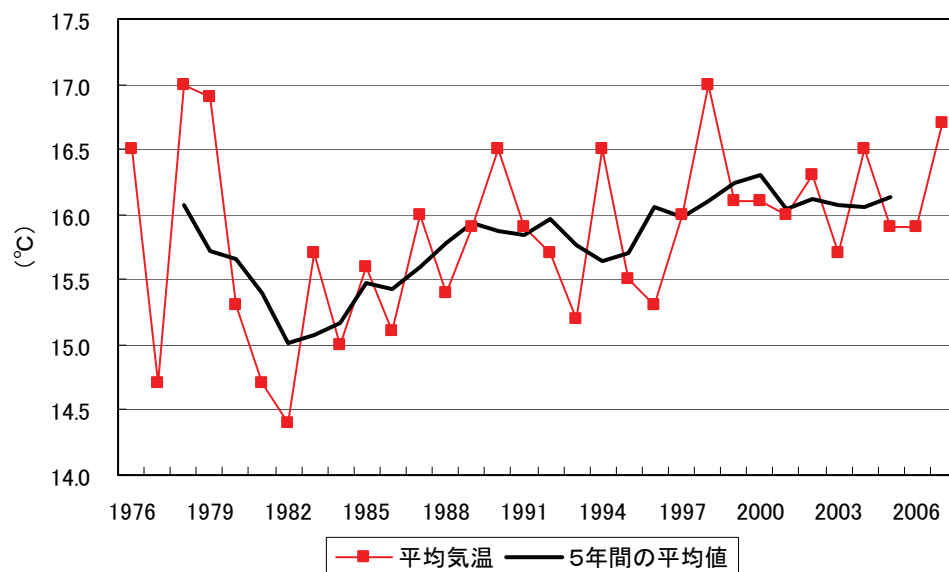
単位：mm、℃、m/s

月	降水量		気温			風向・風速	
	合計	日最大	日平均	最高	最低	平均風速	最多風向
1	27	11	6.8	12.3	-0.5	1.6	南
2	49	12	7.8	18.3	-1.0	1.8	東北東
3	67	18	9.5	23.0	-1.0	1.8	東北東
4	65	19	13.4	25.9	1.5	1.5	東北東
5	96	32	18.9	30.0	8.8	1.6	西
6	94	43	22.5	33.7	13.2	1.4	東北東
7	313	53	25.0	35.9	19.8	1.4	東北東
8	26	8	28.1	36.7	21.3	1.3	東北東
9	89	57	26.2	35.9	17.9	1.4	東北東
10	60	30	19.7	30.2	8.5	1.6	東北東
11	27	20	13.2	21.6	2.7	1.6	南南西
12	80	43	9.2	15.7	2.9	1.8	西

資料：今治気象観測所

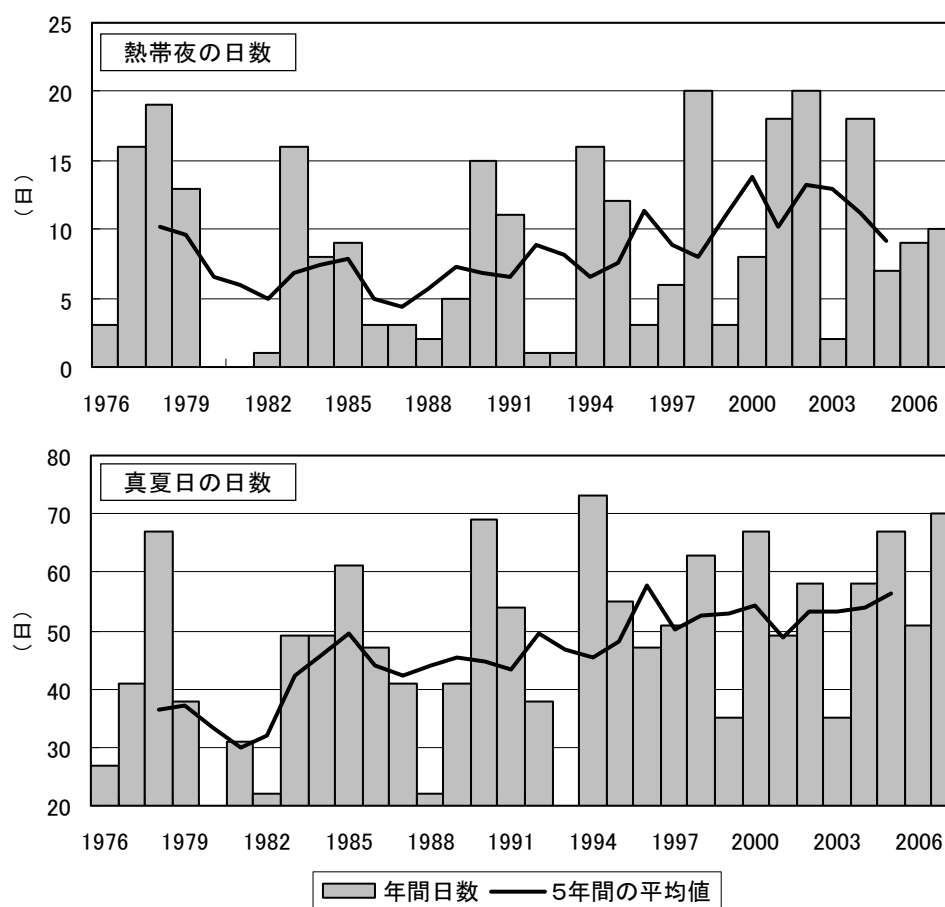
③ 気温の変化

ア 平均気温



【平均気温の変化】（資料：今治気象観測所）

イ 熱帯夜・真夏日の日数



【熱帯夜、真夏日の日数の変化】（資料：今治気象観測所）

④ 市の沿革

今治地方は、古墳時代の多くの遺跡や七世紀には伊予国府が置かれていたことが示すように、古くから政治、経済、文化の中心地でした。



中世には、村上氏等の水軍が台頭し、戦国の動向に大きな影響を与えました。慶長5年（1600年）に藤堂高虎が20万石の領主としてこの地に入り、今張を今治と改め今治城と城下町を築いて都市としての原型をつくりました。その後、松平（久松）氏の所領（今治藩と一部が松山藩）となり、明治2年の版籍奉還まで治めました。

明治22年の市町村制の施行により陸地部の中心が今治町となり、大正9年には日吉村と合併して今治市が誕生しました。その直後より港湾の整備を進め、大正11年に今治港が四国初の開港場（外国貿易港）となりました。

昭和に入ってから、周辺町村との合併、編入を経て、昭和37年には人口が10万人を超えました。この間、戦災に遭いながらも港を中心とした商業都市として、また、タオル、縫製、造船等が基幹産業としてめざましい発展をとげました。近年では、今治駅西地区土地区画整理事業の市街地整備も進められ、平成11年には瀬戸内しまなみ海道（西瀬戸自動車道）が開通しています。

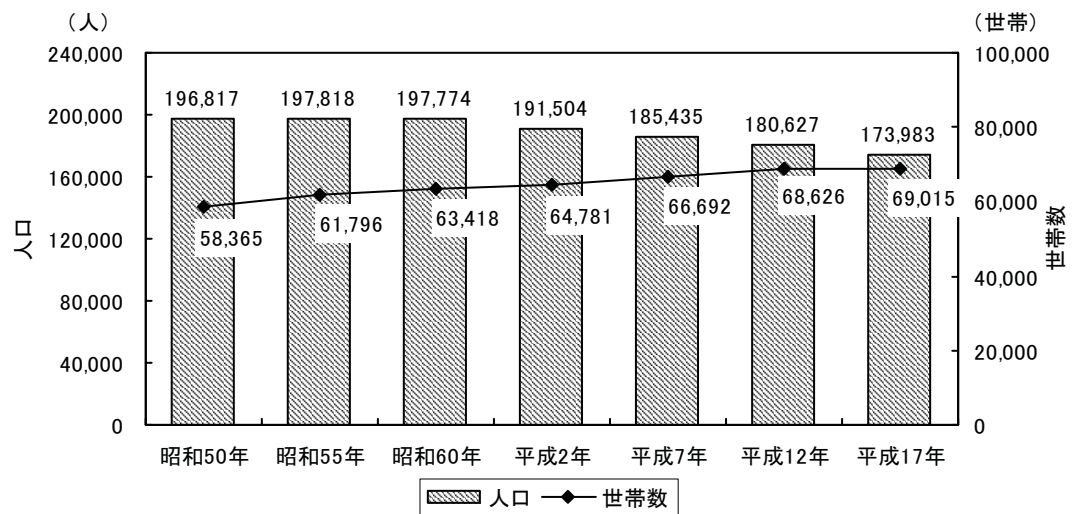


平成17年1月、今治市と越智郡11か町村が合併し市域面積約420平方キロメートル、人口約18万人となり、松山市に次ぐ県下第2の都市に生まれ変わりました。

瀬戸内海の風光明媚な景観と、大山祇神社や水軍城跡等の歴史遺産、瀬戸内しまなみ海道等の観光資源に恵まれているほか、大型船の生産実績が国内の4分の1を占めるなど、造船と海運業を中核とした海事関連企業の一大集積地となっています。

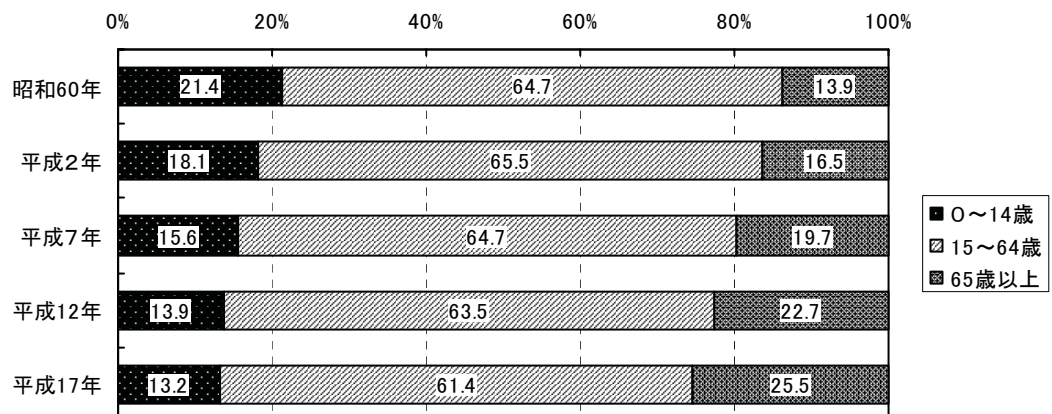
⑤ 人口の推移

ア 人口・世帯数

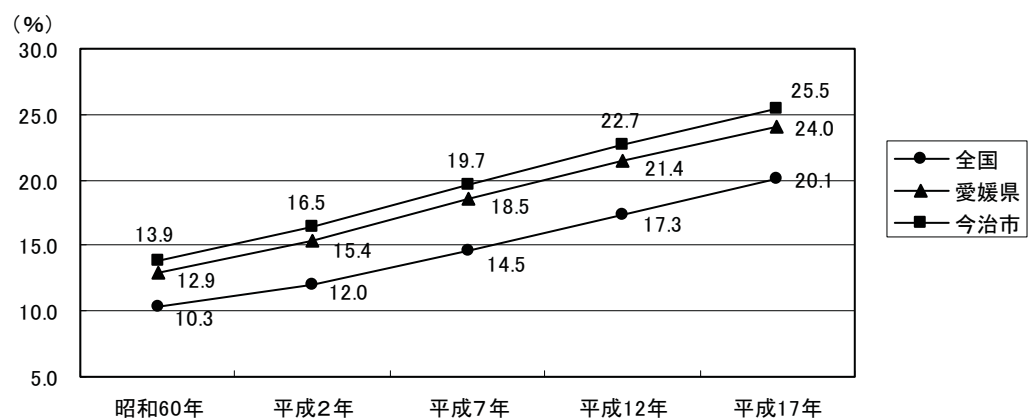


【人口・世帯数の推移】(資料：国勢調査)

イ 年齢別人口



【年齢別人口の推移】(資料：国勢調査)



【高齢化率の推移】(資料：国勢調査)

⑥ 市街地の状況

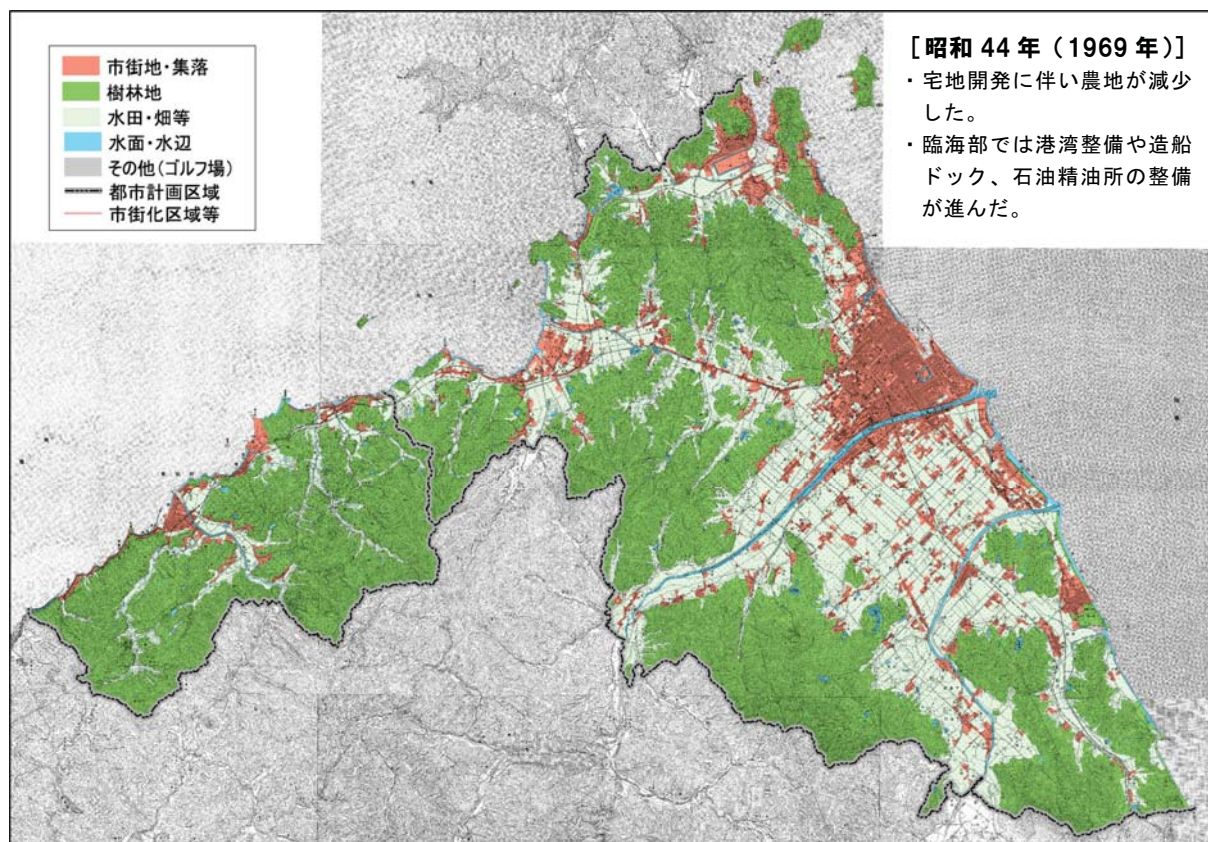
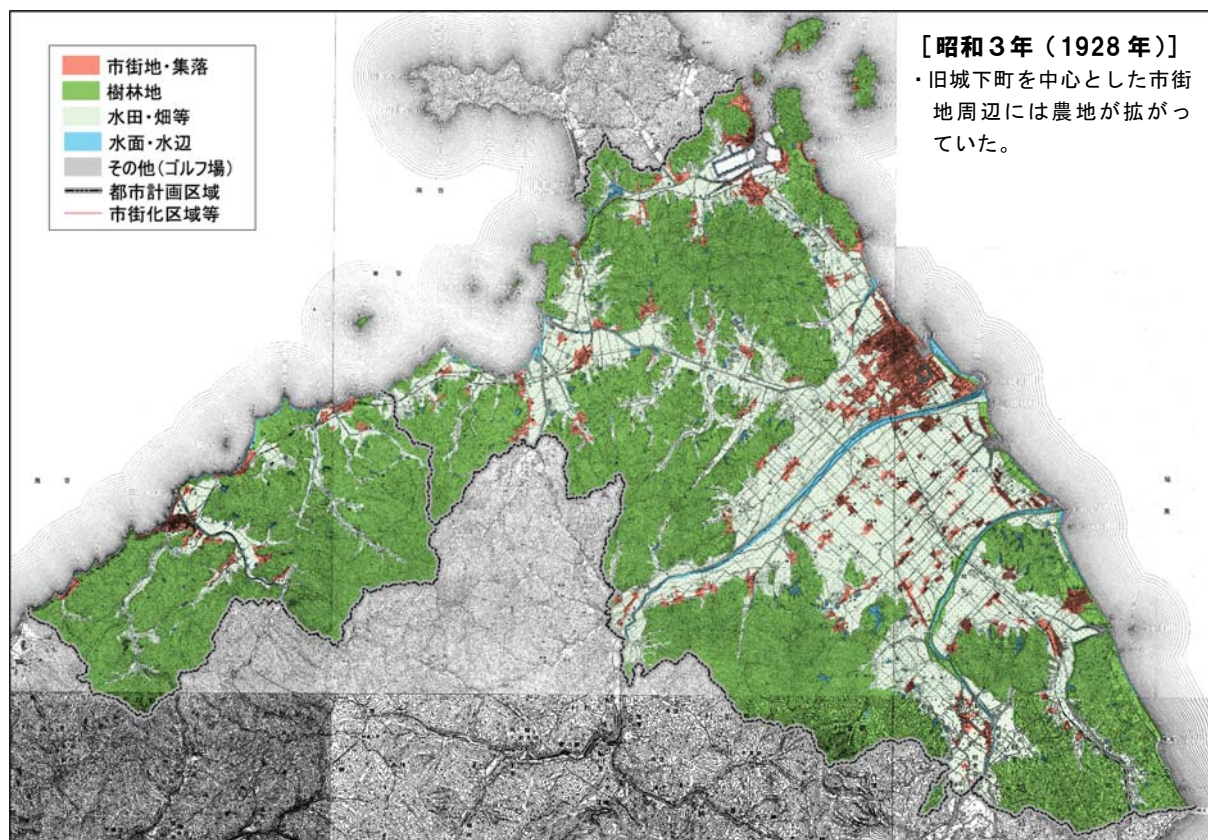
【市街化区域等の指定状況】

単位：ha、人、人/ha、%

	面 積	人 口	総面積に占める割合	総人口に占める割合
今治広域都市計画区域	11,866.0	134,314	28.3	76.6
市街化区域	2,291.4	86,306	5.5	49.2
市街化調整区域	9,574.6	48,008	22.8	27.4
菊間都市計画区域	2,789.0	7,126	6.6	4.1
用途地域指定区域	186.3	3,394	0.4	1.9
用途地域指定区域外	2,602.7	3,732	6.2	2.1
都市計画区域	14,655.0	141,440	34.9	80.7
市街化区域等	2,477.7	89,700	5.9	51.2
市街化調整区域等	12,177.3	51,740	29.0	29.5
行政区域	41,969.0	175,335	100.0	100.0

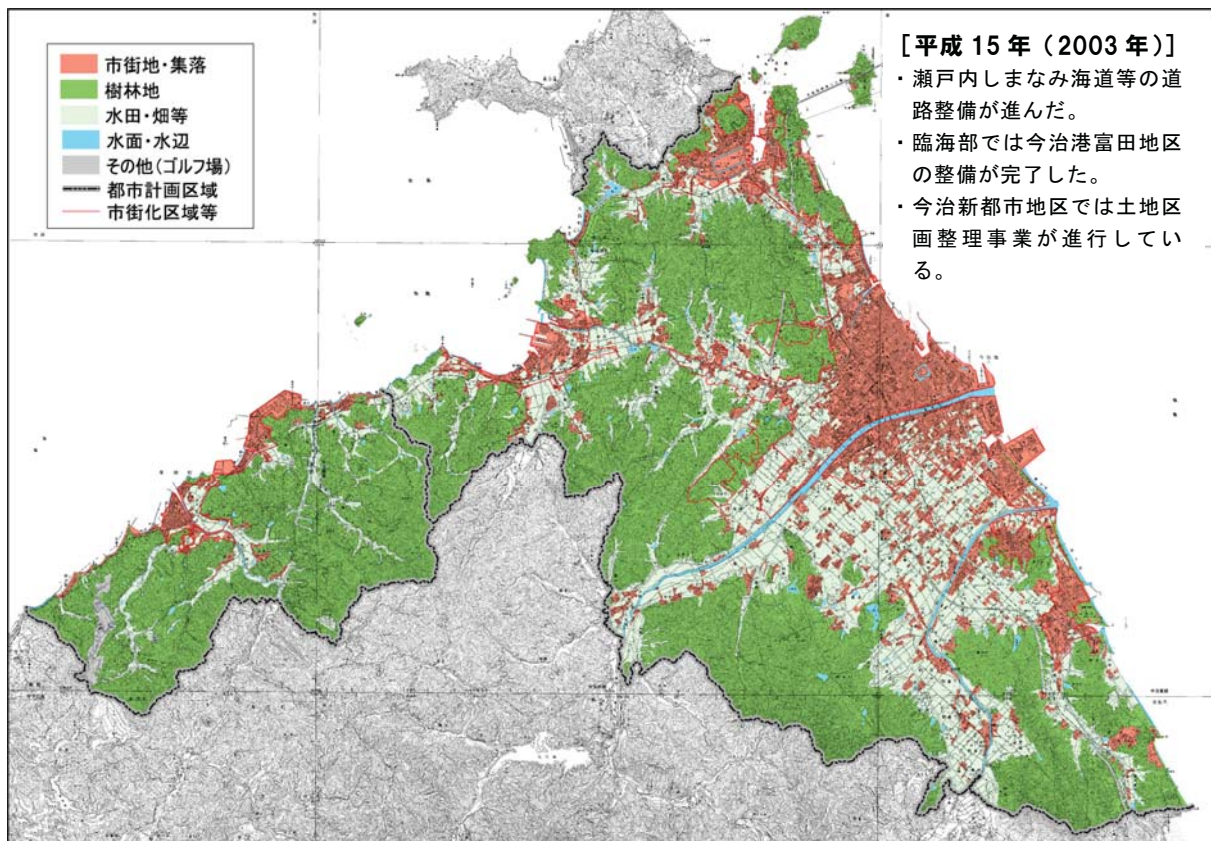
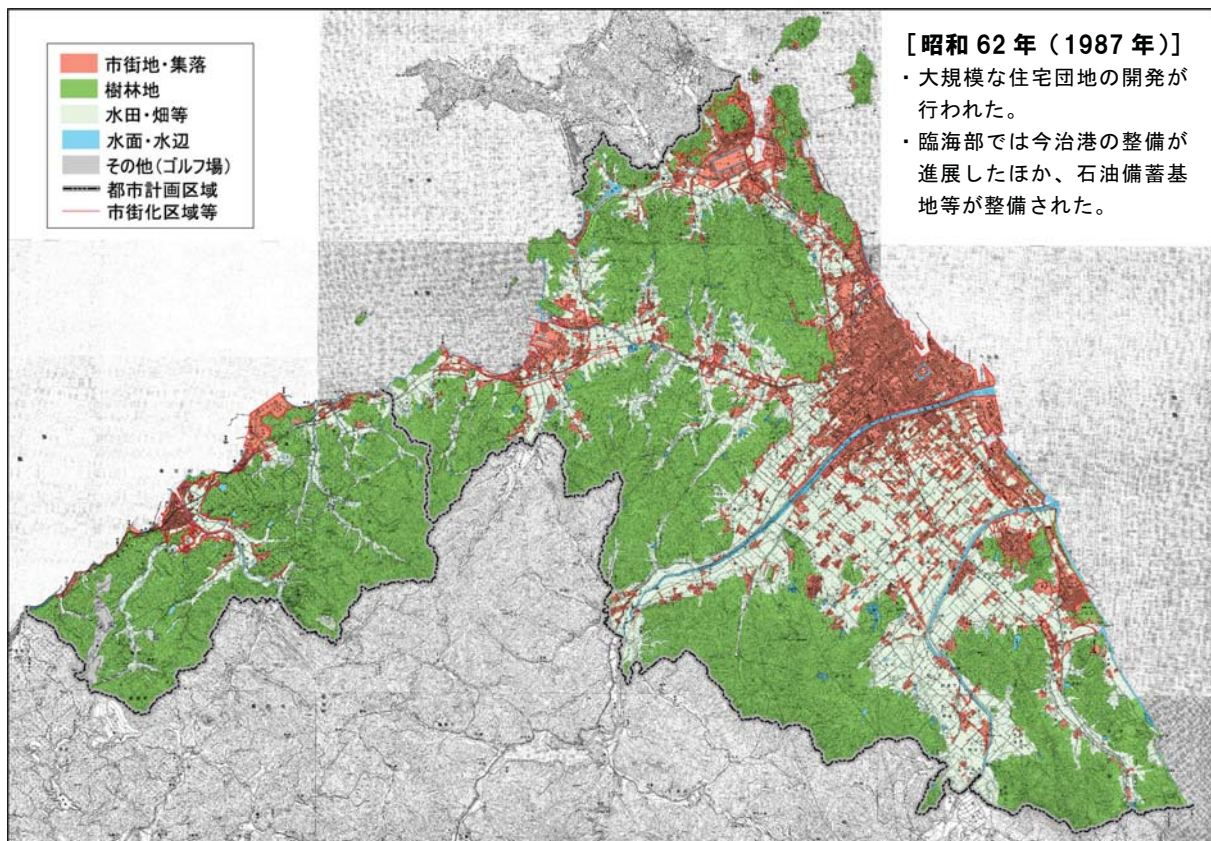
資料：今治市の都市計画 2006、住民基本台帳

注：平成 19 年 3 月 31 日現在



資料：国土地理院刊行の旧版地形図、数値地図をもとに作成

【都市計画区域内の緑と市街地の変遷】



資料：国土地理院刊行の旧版地形図、数値地図をもとに作成

【都市計画区域内の緑と市街地の変遷】

2. 緑の保全・創出の取組と状況

(1) 緑の現況量

【市全体の緑の現況量】

単位：ha、%

緑被地の区分	市全体		都市計画区域		都市計画区域外	
	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比
自然林	62.9	0.2	1.2	0.0	61.7	0.3
植林（スギ、ヒノキ等）	7,279.2	21.9	960.4	9.2	6,318.8	27.6
二次林	14,980.1	45.0	4,695.4	45.1	10,284.7	45.0
海岸林	17.7	0.1	16.3	0.2	1.4	0.0
竹林	1,118.9	3.4	323.9	3.1	795.0	3.5
草地	284.1	0.8	132.9	1.3	151.2	0.6
果樹園	5,370.8	16.1	1,417.8	13.6	3,953.0	17.3
水田	3,181.6	9.5	2,021.4	19.4	1,160.2	5.1
畑	408.7	1.2	338.2	3.2	70.5	0.3
水面・水辺	452.6	1.4	373.3	3.6	79.3	0.3
植栽地	131.4	0.4	131.4	1.3	0.0	0.0
緑の現況量	33,288.0	100.0	10,412.2	100.0	22,875.8	100.0
面積	41,969.0		14,655.0		27,314.0	
緑の割合	79.3		71.0		83.8	

【都市計画区域の緑の現況量】

単位：ha、%

緑被地の区分	都市計画区域		市街化区域等		市街化調整区域等	
	面積	構成比	面積	構成比	面積	構成比
自然林	1.2	0.0	0.0	0.0	1.2	0.0
植林（スギ、ヒノキ等）	960.4	9.2	0.1	0.0	960.3	9.7
二次林	4,695.4	45.1	41.3	8.9	4,654.1	46.8
海岸林	16.3	0.2	1.1	0.2	15.2	0.2
竹林	323.9	3.1	42.1	9.1	281.8	2.8
草地	132.9	1.3	10.0	2.2	122.9	1.2
果樹園	1,417.8	13.6	38.3	8.2	1,379.5	13.9
水田	2,021.4	19.4	206.7	44.4	1,814.7	18.2
畑	338.2	3.2	37.1	8.0	301.1	3.0
水面・水辺	373.3	3.6	26.6	5.7	346.7	3.5
植栽地	131.4	1.3	61.8	13.3	69.6	0.7
緑の現況量	10,412.2	100.0	465.1	100.0	9,947.1	100.0
面積	14,655.0		2,477.7		12,177.3	
緑の割合	71.0		18.8		81.7	

資料：空中写真（平成17年8月撮影）、現存植生図（自然環境保全基礎調査、環境省、1982年）等

注1：平成19年4月1日現在

注2：緑の現況量（緑被地の面積）は図上計測による。

注3：都市計画区域と都市計画区域外で調査精度を変えて調査している。

都市計画区域においては、空中写真の判読等をもとに、おおむね300㎡以上の緑被地を抽出している。都市計画区域外においては、空中写真の判読等により現存植生図を時点修正し、緑被地を抽出している。

注4：都市計画区域の面積は、今治広域都市計画区域と菊間都市計画区域をあわせた面積である。

【緑被地の解説】

緑被地の区分		解 説
自然林		自然林とは、人為的影響を受けていない植生をさす。 ここではツガ林、ブナ林、シイ林など、現存植生図（自然環境保全基礎調査、環境省、1982年）において自然植生とされているものを捉えている。
植林（スギ・ヒノキ等）		植林とは、材木を得るために植えられたスギやヒノキなど、単一樹種で林冠を構成する植生をさす。（多様な樹種で構成される二次林と区別している。）
二次林		二次林とは、アカマツやコナラ等の薪炭林や農用林として古くから人間生活と関わりある樹林で、人との関わりのもと成立する植生をさす。 海岸林以外のクロマツ群落も二次林として捉えている。
海岸林		海岸林とは、白砂青松の景観を形成している海岸に植えられた松林をさす。 志島ヶ原や桜井海岸等のクロマツ等を海岸林として捉えている。
竹林		竹林とは、人里近い環境で人との関わりのもと成立するモウソウチク、マダケ、ハチクなど、単一樹種で林冠を構成する植生をさす。
草地		左記のとおり。
果樹園		左記のとおり。
水田		左記のとおり。
畑		左記のとおり。
水面・水辺		河川やため池等の水域及び河道内の水域以外をさす。
植 栽 地	都市公園の植栽地	都市公園の区域内の植栽をさす。
	公共公益施設の植栽地	公共建築物の敷地内の植栽や街路樹等をさす。
	民有地の植栽地	住宅や商業施設、工場等の敷地内の植栽をさす。

(2) 市民、企業の参加・協力等の状況

① 企業の森林づくり活動

【企業の森林づくり活動への参加企業】

企業名		活動場所	活動面積
1	太陽石油株式会社	今治市太陽が育む森 (玉川町陣ヶ森地区)	41.8ha

注：平成19年8月22日現在

② 道路、河川の維持管理の取組

【あいロード・愛ロードの活動団体】

団体名		路線名	活動延長	活動人数
1	今治育成園	(国)196号	700m	80人
2	今治ワークス	(国)196号	700m	44人
3	山鳥ボランティアクラブ	(国)196号	700m	22人
4	花いっぱい大西	(国)196号	3,800m	157人
5	株式会社今治大丸	(国)317号等	150m	10人
6	今治小学校	(国)317号	200m	38人
7	近見みつばちグループ	(国)317号	400m	25人
8	常盤町四丁目中・下自治会	(国)317号	360m	12人
9	常盤町四丁目上東町内会	(国)317号	120m	6人
10	今治郵便局	(主)今治波方港線	50m	8人
11	ゆうゆうヘルプ波方	(主)大西波止浜港線	400m	15人
12	中央建設株式会社	(一)才の原菊間線	2,000m	15人
13	四国陸運株式会社	(主)今治波方港線	370m	20人
14	日興建設株式会社	(一)玉川菊間線	2,300m	12人
15	宮窪連合婦人会	(主)大島環状線	1,800m	20人
16	さくらんぼの会	(国)317号	850m	15人
合 計			14,900m	499人

【愛りバーの活動団体】

団体名		河川名	活動区間	活動人数
1	今治市立花環境美化推進会	蒼社川	200m	50人
2	河南町老人クラブ葉の花グループ	蒼社川	200m	25人
3	河南町老人クラブコスモスグループ	蒼社川	220m	22人
4	河南町老人クラブさくらグループ	蒼社川	250m	22人
5	今治衛生企業組合	頓田川	500m	70人
6	地域づくり研究会源流	木地川	300m	22人
7	菊間小学校	菊間川	250m	80人
合 計			1,920m	291人

注：平成19年4月1日現在

③ 緑の少年団

【緑の少年団の結成状況】

団体名		団体名	
1	富田小学校緑の少年団	8	常盤緑の少年団
2	桜井緑の少年団	9	朝倉緑の少年団
3	乃万小緑の少年団	10	九和小緑の少年団
4	立花みどりの少年団	11	鴨部小学校緑の少年団
5	日高緑の少年団	12	大西町緑の少年団
6	西中学校緑の少年団	13	宮窪緑の少年団
7	国分みどりの少年団	14	伯方小学校緑の少年団

注 : 平成 19 年 4 月 1 日現在

(3) 建築物や施設の緑化状況

① 道路の緑化状況

【都市計画道路の緑化状況】

単位：m、%

道路の種類	計画延長	施行済延長	緑化延長	緑化率
自動車専用道路 小計	11,550	1,600	1,600	100.0
幹線街路 小計	98,060	63,807	44,186	69.2
区画街路 小計	8,570	6,606	1,545	23.4
特殊街路 小計	1,760	193	0	0.0
合 計	119,940	72,206	47,331	65.5

資料：街路台帳

注1：平成19年4月1日現在

注2：緑化率は施行済延長に対する緑化延長の割合

② 公共公益施設の緑化状況

【主要な公共施設の緑化状況】

単位：ha、%

施設の種類	敷地面積	緑被面積	緑被率
官公庁施設 小計	7.07	0.36	5.1
教育施設 小計	75.80	7.17	9.5
文化施設 小計	7.01	0.49	7.0
福祉施設等 小計	3.35	0.33	10.0
処理施設 小計	9.25	1.97	21.3
合 計	102.47	10.33	10.1

資料：空中写真（平成17年8月撮影）等

注1：平成19年4月1日現在

注2：緑被面積は図上計測による。

注3：都市計画区域内の施設を対象としている。

注4：敷地面積及び緑被面積は、実質的に㎡単位で集計しているため合計があわない。

③ 市街化区域等における建築物の緑化状況

【市街化区域等における建築物の緑化状況】

単位：建築物数、%

区 分		建築物数	割 合
生垣により緑化されている	道路側	4,635	13.4
	道路側以外	1,111	3.2
庭木により緑化されている	概ね 10 m ² 以上	6,916	20.0
	概ね 10 m ² 未満	6,109	17.7
低木により緑化されている		1,561	4.5
芝生により緑化されている		48	0.1
敷地内が緑化されている建築物		20,380	59.1
屋上緑化がされている建築物		17	0.0
緑化されている建築物 小計		20,397	59.1
緑化されていない建築物 小計		14,108	40.9
建築物 合計		34,505	100.0

資料：空中写真（平成 17 年 8 月撮影）等

注 1：平成 19 年 4 月 1 日現在

注 2：建築物数は、一敷地を一建築物として取り扱っている。工場、店舗等は複数棟あっても、同一用途であれば一敷地としている。

注 3：生垣に加え庭木、低木、芝生等により緑化されている建築物は「生垣により緑化されている」に含む。

注 4：庭木に加え低木、芝生等により緑化されている建築物は「庭木により緑化されている」に含む。

注 5：低木に加え、芝生等により緑化されている建築物は「低木により緑化されている」に含む。

注 6：「芝生により緑化されている」は庭に芝生のみがある場合、「屋上緑化がされている建築物」は屋上のみ緑化されている場合である。

(4) 都市公園等の整備と地域制緑地の指定状況

① 都市公園等の整備状況

【都市公園等の整備状況】

区 分			箇所数	面積 (ha)	水準 (㎡/人)
都市公園	身近な公園 (住区基幹公園)	街区公園	55	12.34	0.7
		近隣公園	5	5.70	0.3
		地区公園	7	33.90	1.9
		小計	67	51.94	3.0
	都市基幹公園	総合公園	3	40.22	2.3
		運動公園	1	7.64	0.4
		小計	4	47.86	2.7
	特殊公園	風致公園	1	4.82	0.3
		歴史・植物等	4	18.23	1.0
		小計	5	23.05	1.3
	墓園		1	11.62	0.7
	都市緑地		10	8.19	0.5
	広場公園		1	0.05	0.0
都市公園	小計	88	142.72	8.1	
都市公園等	その他の公園	65	24.02	1.4	
	健康広場	25	3.50	0.2	
	レクリエーション広場	6	1.68	0.1	
	スポーツ広場	3	1.41	0.1	
	ちびっこ広場	67	3.16	0.2	
	老人農園	12	1.17	0.1	
	市民農園	3	0.61	0.0	
	多目的広場	8	3.74	0.2	
	港湾緑地	13	6.24	0.4	
	小中学校グラウンド	52	45.67	2.6	
	その他	3	19.51	1.1	
	都市公園以外の公園緑地	小計	257	110.69	6.3
	都市公園等	合計	345	253.41	14.5
人 口			175,335		

注1：平成19年4月1日現在

注2：整備面積は、実質的に㎡単位で集計しているため合計等があわない。

【主な都市公園等】

単位：ha

名 称	区 分	面 積	整備の経緯と概要
東村海岸公園	都市公園 (地区公園)	4.83 (一部未開設)	東村海岸の砂浜と背後の松林等を生かした海岸公園として整備された地区公園。昭和 51 年に総合公園として計画決定されたが平成 16 年に地区公園に変更された。
波方公園	都市公園 (地区公園)	9.51 (一部未開設)	海山の丘陵地に整備された地区公園。地域住民のスポーツ、レクリエーション活動を普及、奨励するため昭和 49 年に計画決定された。野球場、テニスコート、体育館等が整備されているほか、歴史民俗資料館がある。
朝倉緑のふるさと公園	都市公園 (地区公園)	5.18	自然愛護の精神を養う野外活動の場として整備された自然型の地区公園。緑の少年団発祥の地として記念碑、全国県木の森、緑の学習棟が整備されているほか、ふるさと美術古墳館がある。
瓦のふるさと公園	都市公園 (地区公園)	5.40	J R 菊間駅南側の丘陵地に整備された地区公園。菊間瓦の伝統、歴史と自然を融合させた公園として平成 8 年に計画決定された。中四国最大級のローラー滑り台等があるほか、展望時計台からは瀬戸内海を一望できる。
亀岡地区公園	都市公園 (地区公園)	2.11	大規模な石油コンビナートの非常災害に備え、周辺地域の住民が避難するための防災緑地として整備された地区公園。多目的広場が整備されているほか、住民の憩いの場となるコミュニティセンターが併設されている。
緑の広場	都市公園 (地区公園)	5.05	地域住民の憩いの場、レクリエーション活動の場、災害時の避難の場として整備された地区公園。多目的広場、総合体育館が整備されているほか、山頂展望所からは瀬戸内海を一望できる。
桜井総合公園	都市公園 (総合公園)	15.78 (一部未開設)	湯ノ浦ハイツの建設を機に国有林の払い下げにより整備された総合公園。昭和 51 年に計画決定された。瀬戸内海国立公園や湯ノ浦ハイツ等と一体となって、史跡の散策や保養、レクリエーションの場として利用されている。
玉川総合公園	都市公園 (総合公園)	10.90	自然を生かした総合公園。昭和 59 年に計画決定され、スポーツ、レクリエーション、文化活動の場として、約 1.5ha の多目的グラウンドが整備されているほか、宿泊研修施設等が整備されている。
藤山健康文化公園	都市公園 (総合公園)	13.55	皆廻池や妙見山古墳等を生かした総合公園。健康と文化の場づくりを目的として昭和 63 年に計画決定された。アスレチックや芝生広場等が整備されているほか、藤山歴史資料館がある。
大新田公園	都市公園 (運動公園)	7.64	昭和 28 年に開催された国体の軟式野球の会場として、紡績企業の跡地に整備された運動公園。野球場をはじめ、市営プール、テニスコート、レクリエーション広場等が整備されている。
鹿ノ子池公園	都市公園 (風致公園)	4.82 (一部未開設)	鹿ノ子池の優れた自然環境の確保、享受を目的とした風致公園。昭和 51 年に計画決定され四国で初めての都市緑化植物園として整備された。樹木の見本園や緑の相談所等が設置されているほか、桜の名所となっている。
吹揚公園	都市公園 (歴史公園)	7.37	今治城跡に整備された歴史公園。大正 3 年に開設された今治市で最初の公園であり、昭和 55 年には市制 60 周年を記念して天守閣等が建造された。今治城は、藤堂高虎によって築城された全国的にも珍しい海城であり、市街地のシンボルとなっている。また、希少植物の群落が生息している。
市制 50 年記念公園	都市公園 (植物公園)	8.64 (一部未開設)	市街地中心部に近接する緑の確保、整備を目的とした植物公園。市制 50 年記念事業の一環として整備された際には市民による献木がなされた。昭和 51 年に計画決定され、市民の森・フラワーパークや野外ステージ等が整備されている。
大谷墓園	都市公園 (墓園)	11.62 (一部未開設)	今治港の整備に伴う天保山墓地の移転適地として選定されたのが整備の始まりで、名所となっている桜はその時に植樹された。その後、昭和 23 年に計画決定され、墓地需要の拡大に伴い区域の拡張変更がなされている。

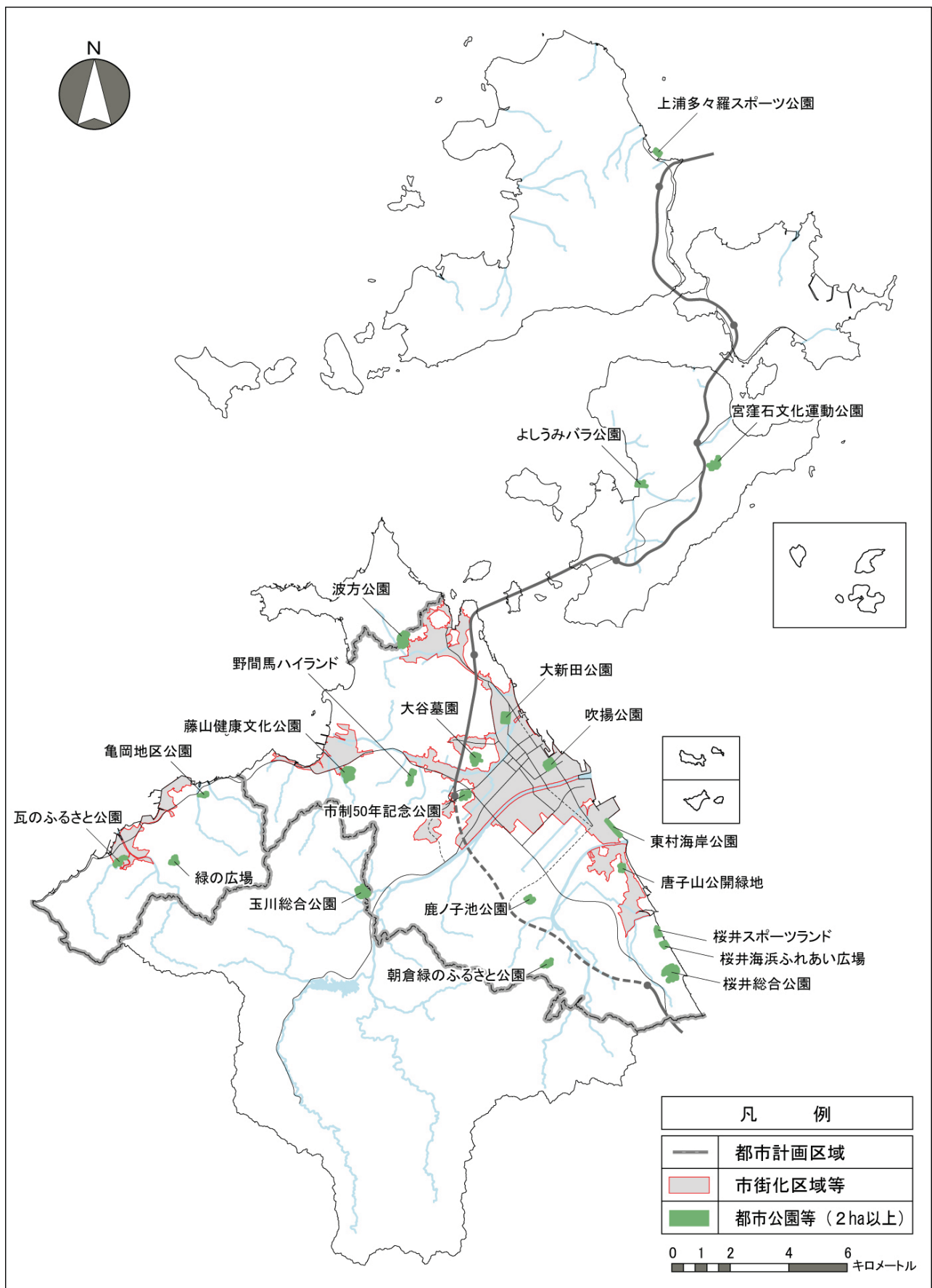
注：平成 19 年 4 月 1 日現在

【主な都市公園等】

単位：ha

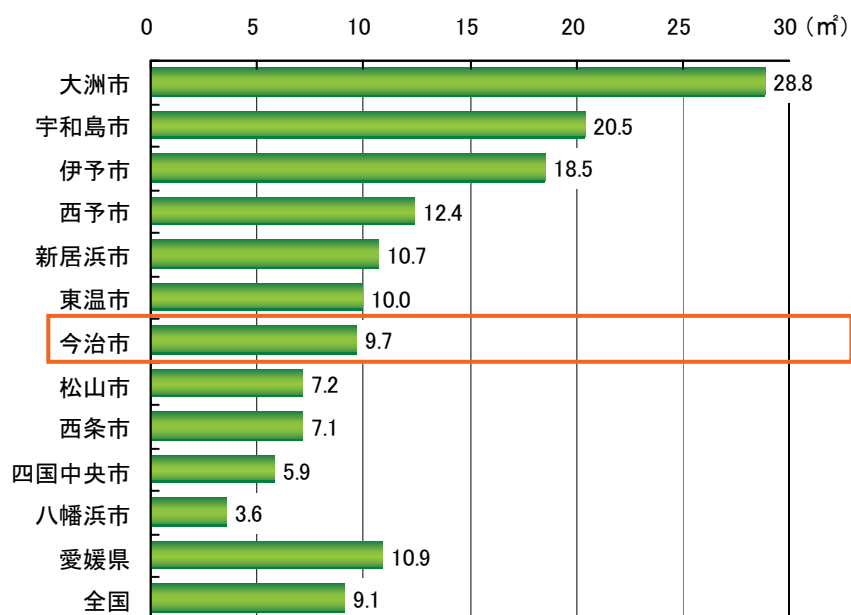
名 称	区 分	面 積	整備の経緯と概要
唐子山公開緑地	都市公園 (都市緑地)	3.38	唐子台団地に隣接する丘陵地に整備された都市緑地。風光明媚な瀬戸内海国立公園の景観を愉しむことができる散策や休息の場として整備された。園内には今治藩主の墓があるほか、周囲には国分寺跡等の多くの史跡が残る。
桜井海浜ふれあい広場	都市公園以外 の公園緑地	3.06	CGZ（コースタル・コミュニティ・ゾーン）の一環として、海水浴、キャンプ、スポーツ等を楽しめる公園として整備された。近くには桜井スポーツランドや桜井総合公園がある。
よしうみバラ公園	都市公園以外 の公園緑地	3.04	世界各地のバラ 400 種、6,500 株が植栽されている日本でも数少ないバラの公園。平成 16 年には、旧吉海町の町制 50 周年を記念して芝生広場や子どもが遊べる遊具等が整備されている。
上浦多々羅スポーツ公園	都市公園以外 の公園緑地	2.79	世界一の斜張橋である多々羅大橋のたもとに整備された公園。広々としたドーム型の体育館やテニスコート、温水プール等が整備されている。
野間馬ハイランド	都市公園以外 の公園緑地	5.61	日本在来馬である希少な野間馬の有効活用と飼育環境の整備を目的とした公園。野間馬は市指定文化財（天然記念物）に指定されている。
桜井スポーツランド	都市公園以外 の公園緑地	4.10	桜井レクリエーションゾーンの整備の一環として、昭和 60 年にテニスコート 10 面と多目的広場が整備された。多目的広場は第 4 種公認陸上競技場となっている。
宮窪石文化運動公園	都市公園以外 の公園緑地	9.80	高級御影石、大島石の文化の継承を目的とした公園。石のモニュメントを多数展示している。野球場、テニスコート等が整備されているほか、石文化伝承館がある。

注：平成 19 年 4 月 1 日現在



【主な都市公園等の整備状況】

■ 都市公園の整備状況（都市計画区域人口一人当たりの整備面積の比較）

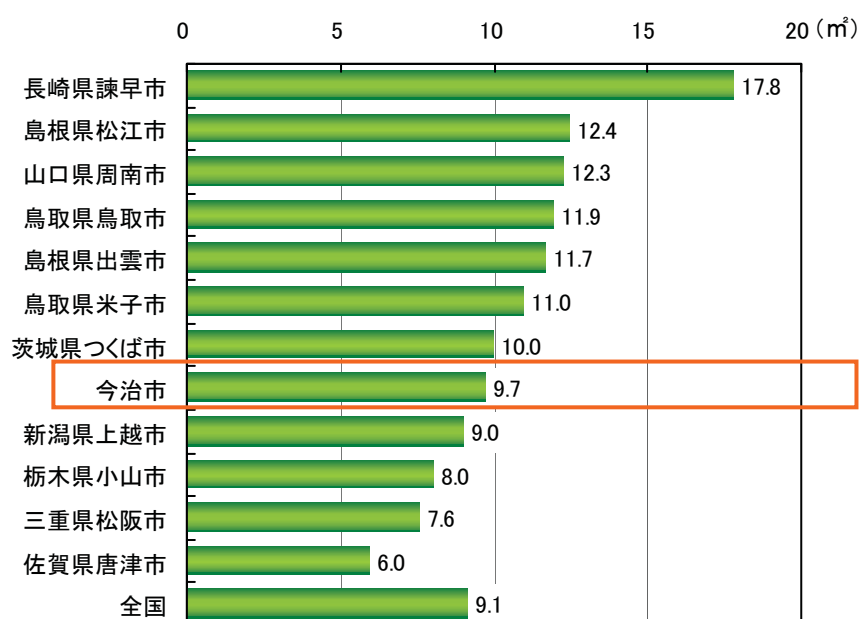


【県内主要都市の1人当たりの都市公園面積】

資料：平成17年度末都市公園等整備現況調査

注1：平成18年3月31日現在

注2：都市計画区域人口（142,010人）一人当たりの面積である。



【類似都市の1人当たりの都市公園面積】

資料：平成17年度末都市公園等整備現況調査

注1：平成18年3月31日現在

注2：都市計画区域人口（142,010人）一人当たりの面積である。

注3：類似都市は、人口が10～20万人の都市を抽出している。

② 地域制緑地の指定状況

【地域制緑地の指定状況】

単位：ha

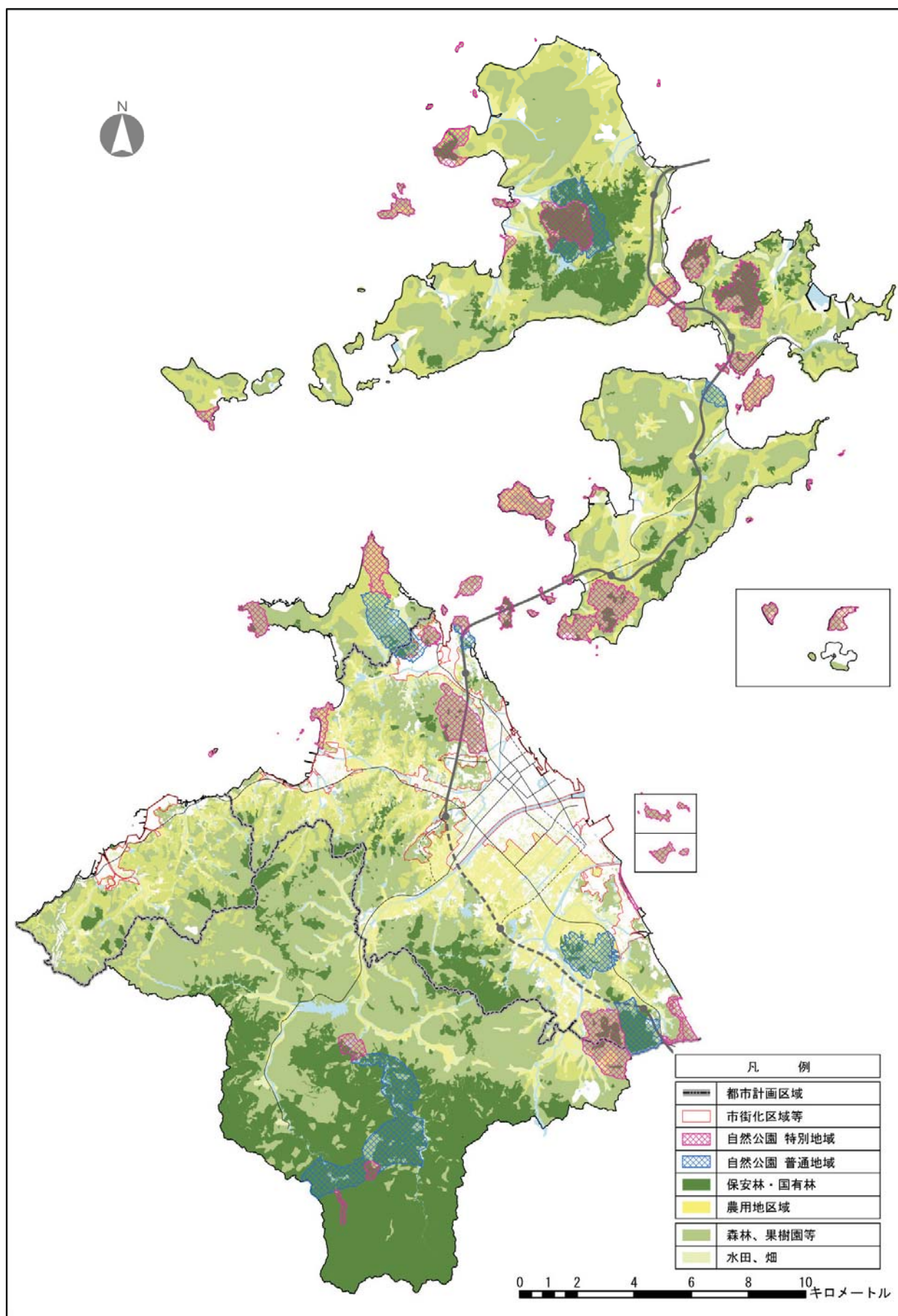
区 分				面 積	備 考	
法によるもの	瀬戸内海国立公園	第 1 種特別地域		23. 93	自然公園法	
		第 2 種特別地域		2, 514. 73		
		第 3 種特別地域		9. 11		
		普通地域		1, 132. 72		
		奥道後玉川県立自然公園	第 1 種特別地域			21. 00
			第 2 種特別地域			101. 00
			第 3 種特別地域			0. 00
			普通地域			1, 037. 00
	自然公園 小計		4, 839. 49			
	農業振興地域		農用地区域	6, 719. 00	農業振興地域整備法	
	保安林			7, 933. 00	森林法	
	地域森林計画対象民有林			21, 264. 00		
	国有林			976. 00		
	河川区域			295. 53		河川法
自然海浜保全地区			11. 86	瀬戸内海環境保全特別措置法		
史跡・名勝・天然記念物（国指定）			(8)	文化財保護法		
史跡・名勝・天然記念物（県指定）			(20)			
史跡・名勝・天然記念物（市指定）			(89)			
協定・条例等によるもの	保存樹（市指定）			(16)	今治市緑化条例	
	保存樹林（市指定）			(5)		
地域制緑地 小計				42, 038. 88		
地域制緑地間の重複				11, 450. 26		
地域制緑地 合計				30, 588. 61		

注1：平成19年4月1日現在

注2：瀬戸内海国立公園普通地域のうち、市街化区域と重複する一部の区域（26.02ha）については、地域制緑地の面積に計上していない。

注3：指定面積は、実質的に㎡単位で集計しているため合計があわない。

注4：（ ）内の数値は箇所数を表す。



【主な地域制緑地の指定状況】

③ 市街地における持続性のある緑（緑地）の現況

市街地における実質的な緑地の現況量

【緑地現況量】

単位：ha、%

区 分	市街化区域等	市街化区域等に隣接する地域	市街化調整区域等	都市計画区域	市全域
都市公園	32.2	58.6	110.5	142.7	142.7
都市公園以外の公園緑地	30.1	0.0	37.4	67.5	110.7
都市公園等 小計	62.3	58.6	147.9	210.2	253.4
法によるもの	27.7	60.5	7,859.4	7,887.1	30,588.6
協定・条例等によるもの	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
地域制緑地 小計	27.7	60.5	7,859.4	7,887.1	30,588.6
都市公園等・地域制緑地の重複	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
緑地 合計	90.0	119.1	8,007.3	8,097.3	30,842.0
面積	2,477.7	119.1	12,177.3	14,655.0	41,969.0
緑地率	8.1		65.8	55.3	73.5

注1：平成19年4月1日現在

注2：地域制緑地の面積は地域制緑地間の重複面積を除いた値である。

注3：地域制緑地の協定・条例等によるものには、今治市緑化条例に基づく保存樹・保存樹林があるが、小規模のため面積計上していない。

注4：市街化区域等に隣接する地域の緑地としては、市街化区域等に隣接する主な都市公園及び市街化区域等に囲まれて、線状に存在する河川を含めている。

注5：都市計画区域の面積は、今治広域都市計画区域と菊間都市計画区域をあわせた面積である。

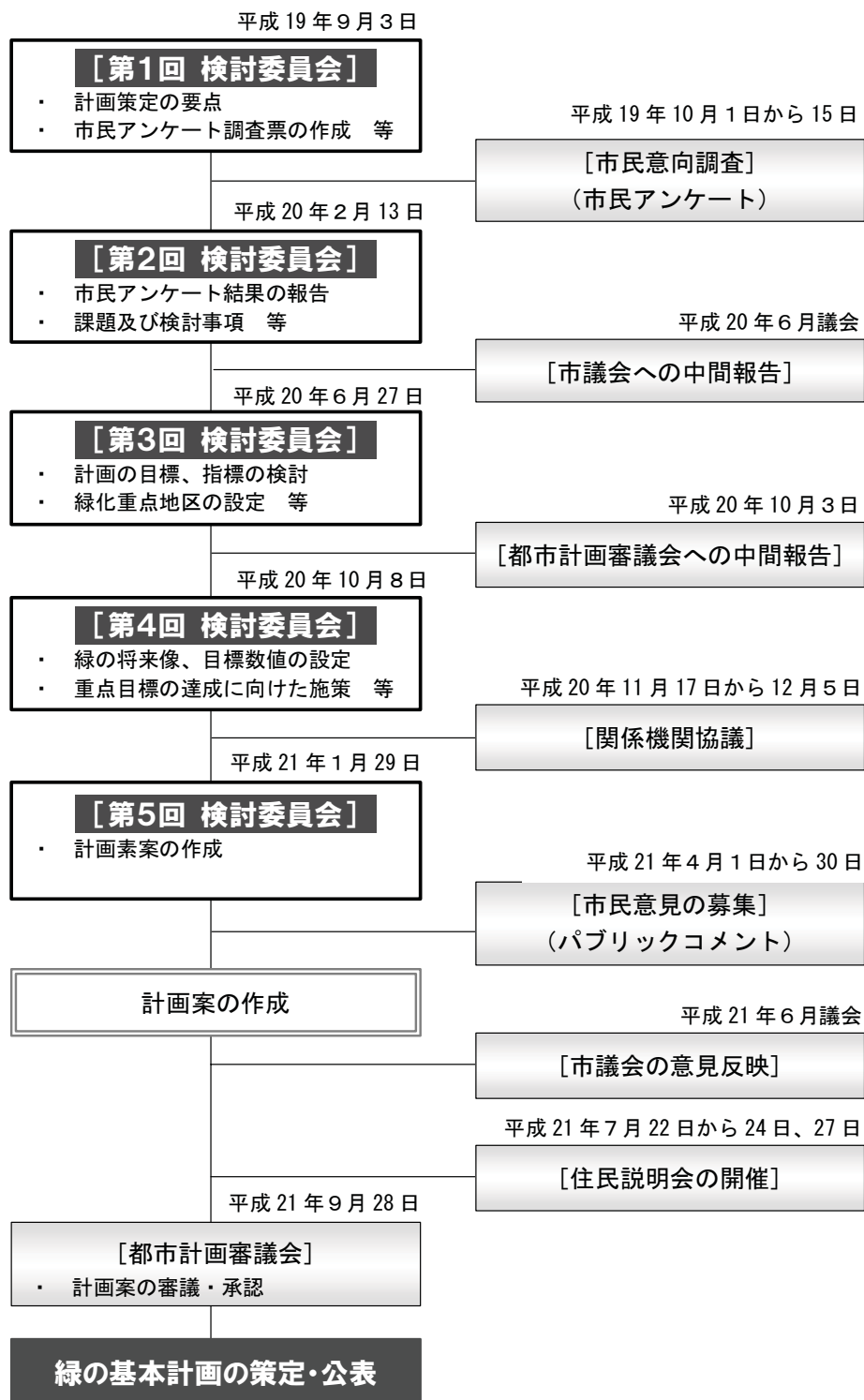
市街地における実質的な
緑地の現況量

$$8.1 \% = \frac{90.0 \text{ ha} + 119.1 \text{ ha}}{2,477.7 \text{ ha} + 119.1 \text{ ha}}$$

3. 計画策定の経過

① 今治市緑の基本計画策定の経過

計画策定に当たっては、次のとおり「今治市緑の基本計画検討委員会（委員長：江崎次夫 愛媛大学農学部 教授）」において検討を重ねるとともに、市民意向調査、計画案に対する市民意見の募集、地域別の住民説明会の開催等を行いました。



【今治市緑の基本計画策定の経過】

② 今治市緑の基本計画検討委員会

【今治市緑の基本計画検討委員会委員名簿】

所 属	氏 名	備 考
愛媛大学農学部 教授	江崎 次夫	委員長
今治ライオンズクラブ	二宮 幹雄	
国際ソロプチミスト今治	谷本 貴和子	
愛媛県建築士会今治支部女性部会	近藤 佳代	
愛媛植物研究会	小澤 潤	
鹿ノ子池公園緑の相談所	長岡 敏雄	
今治NPOサポートセンター	藤村 邦子	
今治市連合婦人会	川本 登倭子	
今治商工会議所女性会	越智 和美	
花いっぱい大西	村瀬 親由	
公募	守田 利彌	
公募	菅 美紀	
愛媛県東予地方局今治土木事務所建設企画課長	矢野 有	
今治市市民環境部長	越智 正規	
今治市建設部長	青野 信悟	

(前委員)

前愛媛県今治地方局建設部建設企画課長

二宮 敏夫

前今治市建設部長

飯野 俊廣

【今治市緑の基本計画検討委員会の開催状況】

回 数	日 時	検 討 事 項
1	平成 19 年 9 月 3 日	- 緑の基本計画の概要について - 策定の要点と策定スケジュールについて - 意見交換 - 市民意向調査について
2	平成 20 年 2 月 13 日	- 市民意向調査の報告について - 緑の現況調査の報告について - 課題及び検討事項について
3	平成 20 年 6 月 27 日	- 緑の現況調査の時点修正について - 計画の目標（案）について - 緑化重点地区（案）について
4	平成 20 年 10 月 8 日	- 緑の将来像について - 目標数値の設定について - 都市公園等の整備方針について - 重点目標の達成に向けた施策について
5	平成 21 年 1 月 29 日	- 緑の基本計画素案について - 今後のスケジュールについて - 素案公表用リーフレットについて

* 市民委員の公募：平成 19 年 6 月 15 日～7 月 13 日 募集人数：2 人以内

③ 計画策定への市民意見

計画策定については、趣旨に賛同する意見があったものの緑の管理面、財政面等での課題を指摘されました。頂いた意見をテーマ別に整理すると次のとおりです。

- ・ 西部丘陵公園について
- ・ 市街地の公園整備について
- ・ 樹木の寄付について
- ・ 生垣設置補助や花・苗木等の配布について
- ・ 緑の管理主体について
- ・ 島嶼部の緑について
- ・ 予算確保について

【市民意見の募集の実施状況】

意見募集期間	・ 平成 21 年 4 月 1 日(金)から 4 月 30 日(金)
案の縦覧方法	・ 都市政策課窓口及びホームページ
市民周知の方法	・ 広報今治 3 月 15 日号に記事掲載 ・ 素案公表用リーフレットを全戸配布（広報折込） ・ コミュニティ FM にて放送 ・ 市ホームページに掲載 ・ 本庁及び各支所への周知用ポスターの掲示
意見受付の方法	・ 電子メール、郵送、ファクシミリ、持参

【住民説明会の開催状況】

日時		場所	住民出席者
平成 21 年 7 月 22 日（水）	午後 2 時～	今治市総合福祉センター （愛らんど今治）	7 名
	午後 7 時～	4 階 多目的ホール	7 名
7 月 23 日（木）	午後 2 時～	今治市吉海学習交流館 2 階 会議室 1	10 名
7 月 24 日（金）	午後 2 時～	今治市伯方支所 2 階 大会議室	22 名
7 月 27 日（月）	午後 2 時～	今治市大三島公民館 2 階 中ホール	8 名
合 計			54 名

4. 用語解説



アドプト制度

アドプト (adopt) は、英語で「養子縁組する」という意味で、住民や企業等が道路・河川・公園等を「養子」に見立て、愛情を持って面倒をみる公共施設の里親制度。行政と住民等が互いの役割を定め、両者が協力して清掃美化活動を行う。

E S D

持続可能な開発のための教育の略称。2002年のヨハネスブルグサミットで日本が提案し、「国連E S Dの10年」が国連で採択された。日本では、この10年の重点的取り組み事項として、普及啓発、地域における実践、高等教育機関における取り組みを指定している。

一次避難地

「避難地」の一つ。地震や火災が発生した時に、住民が一時的に避難できるオープンスペース。大火の危険が迫った場合は避難中継基地となり、広域避難地に再避難する。

今治広域都市計画区域マスタープラン

今治広域都市計画区域を対象に、愛媛県が広域的見地から、区域区分の有無をはじめ、根幹的な都市施設の整備のあり方等を定めたもの。

今治市環境基本計画

今治市における環境保全に関する総合的・長期的な施策の大綱、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めたもの。

今治市景観計画

今治らしい景観づくりを推進するため、景観法に基づき、景観行政を実施すべき区域や当該区域における良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項等を定めるもの。

今治市スポーツ振興計画

今治市の実情に即したスポーツの振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めるもの。

今治市総合計画

今治市のまちづくりの最上位計画。市の将来像、

まちづくりの基本理念と基本方向、施策の大綱を明らかにした「基本構想」と、基本構想を実現するために施策を貫く視点を定め、基本目標、重点プロジェクト、主要施策を明らかにした「基本計画」から構成される。

今治市地域防災計画

風水害や地震等の災害に備え、災害の予防や災害が発生した場合の応急対策、復旧・復興対策を行うために必要な事項を定めたもの。

今治市都市計画マスタープラン

今治市の都市計画に関する基本的な方針であり、より地域に密着した見地から、土地の利用のあり方や道路、公園、下水道等の整備のあり方を定めたもの。

今治市緑化条例

市と住民が一体となって緑の保全育成に努めることを目的とした条例。市・住民・事業者の責務、緑地協定への援助、保存樹木等の指定、市の木及び市の花、緑の月間等について定めている。

今治新都市

瀬戸内しまなみ海道今治インターチェンジ周辺地区において、中心市街地の機能を補完する副次核として、産業系機能、居住系機能、スポーツ・レクリエーション機能のほか、高等教育機関や試験研究機関等から構成される多機能複合型の市街地を整備するもの。

今治西部丘陵公園

新都市整備と一体的に市が整備する公園。市民が自然とふれあうことのできる総合公園を予定し、面積は約35ha。

運動公園

市民全般の主として運動の利用を目的とする都市公園。公園面積の25%～50%の範囲において、陸上競技場、野球場、サッカー場、テニスコート、体育館等を適宜配置するものとされている。

N P O

自治体や私企業とは独立した存在として、市民・民間レベルで社会的な公益活動を行う組織・団体。特定非営利活動法人、非営利団体等の総称。



街区公園

主として街区内に居住する者の利用を目的とする都市公園。市民に最も身近な公園。

風の道

ドイツのシュトゥットガルト市の都市計画で採用されたヒートアイランド現象に係る対策。郊外から都市内に吹き込む風の通り道で、都市中心部で暑くなった大気を冷やすことができる。

環境教育・環境学習

持続可能な生活様式や経済社会システムを実現するために、各主体が環境に関心を持ち、環境に対する人間の責任と役割を理解し、環境保全活動に参加する態度及び環境問題解決に資する能力を育成すること。

菊間都市計画区域マスタープラン

菊間都市計画区域を対象に、愛媛県が広域的見地から、区域区分の有無をはじめ、根幹的な都市施設の整備のあり方等を定めたもの。

近隣公園

主として近隣に居住する者の利用を目的とする都市公園。小学校の敷地程度の大きさが標準とされている。

区域区分

都市計画法に基づき、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域とに区分すること。市街化調整区域では、開発許可制度により、一定の条件を備えた開発事業でなければ許可されず、無秩序な開発を抑制している。

広域避難地

「避難地」の一つ。大地震等で発生する市街地大火に対して広域避難の最終の目的地となる施設で、住民の生命の安全を確保する都市防災施設。

コミュニティ

居住地域を同じくし、利害をともにする共同体。生産・自治・民俗・習慣等で深い結びつきをもつ地域社会。

コンパクト

小さくて中身が充実していること。



財団法人愛媛の森林基金

緑輝く豊かな郷土づくりを目指して、昭和 61 年に設立された財団法人。森林及び緑化に関する普及啓発や森林の利活用の促進のほか、緑の募金を活用した緑の募金事業、放置森林の整備を行う森林適正管理事業等を実施している。

里山／里地里山

里山とは、人里近くにある、生活に結びついた山のこと。里地里山とは、様々な人間の働きかけを通じて環境が形成されてきた地域で、集落をとりまく二次林(里山)と、それらと混在する農地、ため池等で構成される地域概念をいう。

市街化区域

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発や整備等を行う区域で、既に市街地を形成している区域及びおおむね 10 年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域。

市街化区域等

本計画では、今治広域都市計画区域の市街化区域及び菊間都市計画区域の用途地域が指定されている区域を市街化区域等とし、土地利用計画上の市街地として扱う。

自然海浜保全地区

瀬戸内海に残された自然海浜の保全とその下での海水浴等のレクリエーション利用を図るため、関係府県が瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく自然海浜保全地区条例により指定した海浜の保全地区。

自然公園

自然公園法に基づき、すぐれた自然の美しい風景地を保護しつつ、その中で自然に親しみ、野外レクリエーションを楽しむことができるように指定された地域。今治市では、瀬戸内海国立公園と奥道後玉川県立自然公園が指定されている。

指定管理者制度

地方自治法の改正により、地方自治体の公の施設の管理運営に導入された制度。地方公共団体の出資法人や公共団体等に限らず、民間事業者も議会の議決を経て公の施設の管理を行う指定管理者となることできる。

社会資本

道路、鉄道、空港、港湾、公園緑地、下水道、治山・治水など、土木構造物を中心とした公共施設、生産や生活の基盤となるもの。

住区基幹公園

主として市民の日常的な利用を目的とする都市公園の総称。その機能から街区公園、近隣公園、地区公園に区分される。

植物公園

植物園が公園の主要な施設となっている都市公園。温室、見本園等を適宜配置するものとされている。

水源涵養機能／水源の涵養

森林の形成する多孔質土壌を通じて雨水を浸透、貯留し、河川の流量を平準化させる機能で、国土保全機能、環境保全機能とともに森林の持つ公益的機能の一つとされる。

生物多様性の保全

多くの生物や生息環境が健全な状態で保全されていること。生物多様性は「遺伝子」「種」「生態系」の各レベルで多様性が確保されている必要がある。

総合公園

地域の自然や歴史・文化の活用を図り、市民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動など総合的な利用を目的とする都市公園。休養施設、修景施設、自由広場、散策路等を総合的かつ有機的に配置するものとされている。



地域森林計画

森林法に基づき、森林関連施策の方向及び地域的な特性に応じた森林整備の目標等を定めた計画。市町村森林整備計画の指針となるもので、都道府県知事が策定する。

地球温暖化

人間の活動の拡大により二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの濃度が増加し、地表面の温度が上昇すること。海面上昇、かんばつ等の問題を引き起こし、人間や生態系に大きな影響を与えることが懸念されている。

地区計画

地域の実情に応じたまちづくりを進めるため、建築物に関するきめ細やかなルールと、生活道路等の小規模な公共施設に関する計画を一体的に定める地区レベルの都市計画。地区計画の区域内では、建築物の緑化率の最低限度等を定めることができる。

地区公園

主として徒歩圏内に居住する者の利用を目的とする都市公園。地区住民の身近なスポーツを中心としたレクリエーション施設を主体に、休養施設、修景施設等を有機的に配置するものとされている。

地方分権

これまで国が持っていた権限や仕事の一部を、都道府県や市町村に移すこと。

都市基幹公園

主として1つの市町村の区域内に居住する者の利用を目的として、都市を単位として設けられる基幹的な都市公園の総称。その機能から総合公園、運動公園に区分される。

都市計画区域

市または一定の要件を備える町村の市街地を含み、一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域で、都道府県が都市計画法に基づき指定した区域。区域が指定されると当該区域を対象として都市計画が策定される。今治市では、今治広域都市計画区域と菊間都市計画区域が指定されている。

都市計画道路

将来の発展を予想して、都市計画で定められる主要な道路。

都市計画法

都市地域における土地利用と都市整備に関する各種制度の基本となる法律。都市計画区域の指定、都市計画マスタープランの策定、区域区分や用途地域等の設定、都市施設の計画など、都市計画の内容、その決定手続き、各種制限及び事業等について定めている。

都市公園

都市計画施設である公園または緑地で地方公共団体が設置するもの及び地方公共団体が都市計画区域内において設置する公園または緑地等で、都市公園法に規定されているもの。街区公園、近隣

公園、地区公園、総合公園、運動公園等がある。

都市公園移動等円滑化基準

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）に基づき、公園利用の基礎的な施設についてバリアフリーの基準を示したものの。

都市公園の移動等円滑化整備ガイドライン

都市公園のバリアフリー化を推進するため、公園管理者等が公園施設のバリアフリー化のための整備を行う際の具体的な指針となるもの。

都市緑地

都市公園の一種で、都市の自然的環境の保全及び改善、都市景観の向上を図るための緑地。

都市緑地法

都市における緑地の保全及び緑化の推進に関し必要な事項を定めることにより、都市公園法その他の都市における自然的環境の整備を目的とする法律と相まって、良好な都市環境の形成を図ることを目的とした法律。緑の基本計画の策定、緑地保全地域の設定と都市計画上の位置付け、緑地保全地域内での行為規制、緑地協定、緑地管理機構の指定・業務等について定めている。

土地区画整理事業

道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え宅地の利用の増進を図る事業。地権者から土地を提供（減歩）してもらい、この土地を公共用地に充てるほか、その一部を売却し事業資金の一部に充てる事業。



ニーズ

必要性、要求のこと。

農用地区域

農業振興地域の整備に関する法律に基づき、農業振興地域内の土地で、長期間にわたり農業経営を行う区域として、農業目的以外の土地利用が制限される区域。



バリアフリー

「障害をなくす」ことを表し、高齢者や障がいのある方等の日常生活や社会生活における物理的、心理的、情報に関わる障壁等を取り除いていくこと。

ビオトープ

本来、生物が互いにつながりを持ちながら生息している空間を示す言葉だが、特に、開発事業等によって環境の損なわれた土地や都市内の空き地、校庭等に造成された生物の生息・生育環境空間を指して言う場合もある。

ヒートアイランド現象

都市部において、高密度にエネルギーが消費され、また、地面の大部分がコンクリートやアスファルトで覆われているために水分の蒸発による気温の低下が妨げられて、郊外部よりも気温が高くなっている現象をいう。

広場公園

市街地中心部における買い物客等の休憩の場、都市景観の向上に資する都市公園。

風致公園

樹林地や水辺地等の地域の自然条件に応じて、これらの風致を享受することを目的とする都市公園。運動施設等の積極的利用を目的とした施設は、原則として避けるものとされている。

保安林

森林法に基づく森林保護制度。水源涵養^{かんよう}、土砂崩壊等の災害の防備、生活環境の保全等を目的として、森林法により一定の制限、義務が課せられた森林。

墓園

その面積の2/3以上を園地等とする、良好な景観を有した屋外レクリエーションの場となる墓地を含んだ都市公園。

保存樹・保存樹林

今治市緑化条例に基づき、市長が、良好な自然環境の確保または美観風致を維持するために保存の必要があると認め、指定したもの。

ホームページ

企業や個人等によってインターネットで情報が公開されている電子ページ（Webページとも称される）のこと。

ボランティア

社会事業等に自主的に参加し、無償の奉仕活動
をすること。



緑の少年団

青少年が主体となって緑化に係る広範な活動を
展開する団体。緑化を通じて次代を担う青少年の
育成を図るため、林野庁が主導し、都道府県、市
町村等が活動を援助している。



用途地域

住居、商業、工業など市街地の大枠としての土
地利用を、都市計画法に基づいて定めた地域。土
地の使い方（建築物の用途）の制限とあわせて、
容積率や建ぺい率等の建築物の大きさなど、建て
方のルールを定めている。



緑地協定

都市緑地法に基づき、都市の良好な環境を確保
するため、土地所有者の合意によって緑地の保全
や緑化に関する協定を締結する制度。

歴史公園

史跡・名勝・天然記念物等の文化財を広く一般
に公開することを目的とする都市公園。歴史公園
に相応しい環境が形成されるような修景施設等を
配置するものとされている。

レクリエーション

仕事や勉強等の疲れを癒やし、精神的・肉体的
に新しい力を盛り返すための休養・娯楽。



ワークショップ

住民参加のまちづくり等で、一方通行的な知や
技術の伝達でなく、参加者が主体となって積極的
に参加し、体験を重視し、「双方向性」や「相互作
用」を生かした参加体験型の学習や創造の場。

